

滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、本要綱第3条第1号に定める要件を満たす旧基準木造住宅および同条第14号に定める要件を満たすブロック塀等について、本要綱第3条第17号に定める補助事業を、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年4月1日 国官会第2317号 国土交通事務次官通知）に基づいて実施する市町（以下「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、滋賀県内の市町の区域とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 旧基準木造住宅とは、次のすべての要件を満たす住宅をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
 - イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。
 - ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。
 - エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。
 - オ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。
- (2) 滋賀県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）とは、滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱（以下、「登録要綱」という。）に基づき、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会を受講および修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 耐震改修工事施工者（以下「施工者」という。）とは、旧基準木造住宅の所有者から耐震改修工事または除却工事を請け負う者のうち、登録要綱第2条第10号に規定された施工事業者をいう。
- (4) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下、「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法（以下、『「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に定める工法』という。）を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (5) 耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事（事業を行う市町が定める基準に適合するものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (6) 耐震改修設計および耐震改修工事監理とは、耐震改修工事を実施するための計画の策定および耐震改修工事を耐震改修設計による設計図書と照合し、それが設計図書どおりに実施されているかを確認することをいう。
- (7) 除却工事とは、現に居住する旧基準木造住宅の建替えのための解体工事またはそのすべての

解体工事をいう。

- (8) 上部構造評点等とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に定める工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による上部構造評点および「精密診断法」による上部構造耐力の評点をいう。
- (9) 耐震診断員派遣事業とは、補助事業主体が旧基準木造住宅の所有者の申請を受けて耐震診断員を派遣し、木造住宅無料耐震診断を実施する事業をいう。
- (10) 耐震補強案作成事業とは、補助事業主体が旧基準木造住宅の所有者の申請を受けて耐震診断員を派遣し、耐震診断により上部構造評点等が 0.7 未満と診断された住宅について、上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる耐震改修を行う際の補強案を作成し、あわせて当該補強案に係る改修費用の概算額を算出する事業をいう。
- (11) 耐震改修事業とは、旧基準木造住宅の所有者が実施する耐震改修工事または除却工事に対し、補助事業主体が社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3（以下「国要綱」という。）第 3 号イまたはロを適用のうえ補助する事業をいう。
- (12) 耐震改修設計等事業とは、旧基準木造住宅の所有者が実施する耐震改修工事のための耐震改修設計および耐震改修工事監理に対し、補助事業主体が国要綱第 1 号ハを適用のうえ補助する事業をいう。
- (13) 耐震改修割増事業とは、補助事業の対象である住宅が別表 1 および 2 に定める要件を満たし、補助事業主体が補助額を割増する場合に補助する事業をいう。
- (14) ブロック塀等とは、次のすべての要件を満たすものをいう。
- ア コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀および組積（石、レンガ等）造の塀等に該当するもの。
 - イ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路、事業を行う市町が定める基準に適合する道路に面するものまたは事業を行う市町が定める避難所や避難地の境界に接するもの。
 - ウ 道路面、避難所または避難地の地盤面からの高さが 60 センチメートル以上のもの。
 - エ 建築物の既設の塀の安全点検について(平成 30 年 6 月 21 日付け国住指第 1130 号国土交通省住宅局建築指導課長通知)別紙 1 に示す「ブロック塀の点検のチェックポイント」（以下「チェックポイント」という。）、一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（以下「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」という。）に定める耐震診断基準または市町が定める耐震診断基準による耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されるもの。
 - オ 国、地方公共団体、その他公的機関の所有するものでないこと。
 - カ 建築基準法等関係法令の規定について既存不適合であること。
- (15) 耐震対策工事とは、ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を目的として実施する、ブロック塀等の改修工事（撤去工事、部分撤去工事およびこれらを伴う改修工事を含む。）をいう。
- (16) ブロック塀等耐震対策事業とは、ブロック塀等の所有者が実施する、ブロック塀等の耐震対策工事に対し、補助事業主体が補助する事業をいう。
- (17) 補助事業とは、耐震診断員派遣事業、耐震補強案作成事業、耐震改修事業、耐震改修設計等事業およびブロック塀等耐震対策事業をいう。

（補助対象等）

第 4 条 前条第 17 号に定める事業の内容、補助対象経費および補助率等は別表 1 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類(別紙1)
- (3) 予算議決書(抜粋)(別紙2)

2 補助事業主体の長は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者にかかる部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(交付の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に取り下げる旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定額の変更申請)

第8条 補助事業主体の長は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、補助金交付決定額変更申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 補助事業に要する経費の補助事業間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、経費の配分に関する変更申請を要しない。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業主体の長は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金中止(廃止)申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業主体の長は、補助事業が完了したときは規則第12条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙1)
- (3) 木造住宅耐震診断事業・補強案作成事業台帳の写(別紙3)
- (4) 木造住宅耐震改修事業台帳の写(別紙4-1)
- (5) 木造住宅耐震改修設計等事業台帳の写(別紙4-2)
- (6) ブロック塀等耐震対策事業台帳の写(別紙5)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)。

以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

- 3 補助事業主体の長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業主体の長に通知するものとする。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第12条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業主体の長は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告があつた場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命じることができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第14条 間接補助事業者は、補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第5条第2項、第10条第3項、第13条に規定するところに準ずること

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業主体の長は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく交付の取下げ、第8条の規定に基づく交付の変更申請、第9条の規定に基づく中止または廃止の申請および第10条の規定に基づく実績報告、第13条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成16年7月2日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震

診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。
- 2 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業費補助金交付要綱（平成 15 年 10 月 27 日制定）は廃止する。
- 3 滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助対象経費および補助率等

補助対象事業	補助対象経費等	補助率および金額
耐震診断員派遣事業	耐震診断員派遣事業に要する経費	1棟につき、補助対象経費の4分の1以内とし、13,000円を限度とする。
耐震補強案作成事業	耐震補強案作成事業に要する経費	1棟につき、補助対象経費の4分の1以内とし、21,000円を限度とする。 ただし、耐震診断員派遣事業と同一年度に実施しない場合は、補助対象経費から国庫補助金額を控除した額の2分の1以内とし、34,000円を限度とする。
耐震改修事業	<p>補助対象経費は、次に示す住宅の工事に要する経費とする。</p> <p>一 事業の対象となる住宅は、耐震診断により上部構造評点等が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、耐震改修工事により上部構造評点等が0.7以上に引き上げられるもの（ただし、上部構造評点等を時刻歴応答計算により算出されたものは、計算結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関から適正であることを証する書面の交付を受けたものに限り）または除却されるものとする。</p> <p>二 補助対象経費は、前号の住宅で上部構造評点等を0.7以上に引き上げることならびに地盤および基礎の安全性が向上することに要する耐震改修工事費または除却工事費とする。</p> <p>三 事業の対象となる工事は、旧基準木造住宅の所有者が実施する登録要綱第2条第7号に規定された設計者等により設計・工事監理され、施工者により施工される耐震改修工事もしくは施工者により施工される除却工事のうち、前号にかかる補助対象経費が500千円を超えるものとする。</p>	別表3のとおりとする。 (千円未満の端数切捨て)
耐震改修設計等事業	耐震改修工事に必要な耐震改修設計および耐震改修工事監理に要する経費	別表3のとおりとする。 (千円未満の端数切捨て)
ブロック塀等耐震対策事業	<p>補助対象経費は、次に示す工事に要する経費とする。</p> <p>一 ブロック塀等をすべて撤去する工事を含む改修工事</p> <p>二 一を除き、ブロック塀等の高さを60センチメートル未満にする工事を含む改修工事で、チェックポイント、既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震</p>	補助対象経費の6分の1または補助事業主体が補助する額の4分の1のいずれか低い額を限度（25,000円/件を限度とする。）とする。 (千円未満の端数切捨て)

	<p>改修設計指針・同解説に定める耐震診断基準または市町が定める耐震診断基準による耐震診断の結果、地震に対して安全な構造となるもの</p> <p>三 一、二を除く改修工事で、平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 3 号の規定に基づき国土交通大臣が認める者について（平成 31 年 1 月 1 日付け国住指第 3207 号国土交通省住宅局長通知）別添に示す者が既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説に基づき設計・工事監理され、地震に対して安全な構造となるもの</p>	
--	--	--

別表 2：耐震改修割増事業

割増項目名	割増事業の対象となる要件
主要道路沿い割増	耐震改修事業により耐震改修工事または除却工事を行う住宅の敷地が、緊急輸送道路等（滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路ならびに市町の地域防災計画または耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路および避難路をいう。以下同じ。）に接し、かつ当該住宅のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に 1.5mを加えたものを超える場合
高齢者世帯割増	耐震改修事業により耐震改修工事または除却工事（住宅の建替えを伴うものに限る。）を行う住宅に、65 歳以上の高齢者のみの世帯または 65 歳以上の高齢者を含む世帯が居住する場合
子育て世帯割増	耐震改修事業により耐震改修工事または除却工事（住宅の建替えを伴うものに限る。）を行う住宅に、中学校卒業までの子を含む世帯が居住する場合
避難経路バリアフリー化割増	耐震改修事業により耐震改修工事を行う住宅に、耐震改修工事と同時に、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等（事業を行う市町が定める基準に適合するものに限る）の改修工事を行う場合
内覧会開催割増	耐震改修事業により耐震改修工事を行う住宅において、滋賀県耐震改修内覧会開催割増事業実施要領および補助事業主体が定める内容に基づき、工事中または工事完了後に一般向けまたは事業者向け内覧会を開催する場合

※ただし、耐震改修割増事業は、耐震改修事業にかかる補助対象経費が1,000千円を超える場合に適用し、補助金額は別表 4 のとおりとする。

別表 3：木造住宅耐震改修事業費補助金の補助金額

適用	補助額
<p>国要綱第 3 号イ（以下「国総合支援メニュー」という。）を適用し耐震改修事業を実施する場合</p>	<p>耐震改修工事または建替えのための解体工事にかかる補助対象経費の 20%（250 千円／棟（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 86 条第 2 項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は 300 千円／棟）を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額</p>
<p>耐震改修設計等事業および国要綱第 3 号ロ（以下「国従来基幹メニュー」という。）を適用し耐震改修事業を実施する場合</p>	<p>一 耐震改修設計および耐震改修工事監理にかかる額 補助対象経費の 5.75%（40 千円／棟を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>二 耐震改修工事または除却工事にかかる額 補助対象経費の 5.75%（209.5 千円／棟。多雪区域で当該事業を行う場合は 251.15 千円／棟（一戸建て住宅以外の住宅にあっては 209.5 千円／棟または 1,960.75 円に延べ面積を乗じて得た額のいずれか低い額。多雪区域で当該事業を行う場合は 251.15 千円／棟または 2,351.75 円に延べ面積を乗じて得た額のいずれか低い額）を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額から前号による額を減じて得られた額を限度とする。</p>

別表 4：耐震改修割増事業費補助金の補助金額

割増項目名	補助額
主要道路沿い割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
高齢者世帯割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
子育て世帯割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
避難経路バリアフリー化割増	当該割増事業の対象となる経費の 5.75%または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を限度（25 千円／棟を限度）とする。
内覧会開催割増	当該割増事業の対象となる経費の 2 分の 1 または補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額を限度（25 千円／棟を限度）とする。

※ ただし、補助事業主体が耐震改修工事または建替えのための解体工事にかかる補助金額を、国要綱第 3 号イを適用して補助事業を実施する住宅の場合、主要道路沿い割増、高齢者世帯割増および子育て世帯割増の補助額の合計は、当該工事にかかる補助対象経費の 20%から別表 2 に基づき算出された額を減じて得られた額を限度とする。

様式第1号（第8条関係）

第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町長

年度滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定額変更申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました
事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の理由

3 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書 別紙1のとおり

予算議決書（補正予定含む）（抜粋） 別紙2のとおり

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町長

年度滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金中止（廃止）申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました補助事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業中止（廃止）の理由

4 中止する期間

令和 年 月 日から平成 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号（第13条関係）

第 年 月 日 号

滋賀県知事

市町長

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋建指第 号で交付決定通知のありました補助金について、滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け滋建指第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。